

御前崎港臨港地区内における構築物建設許可について

1 概要

現在、御前崎港においてバイオマス発電施設を建設する計画が進められているが、建設予定地は、臨港地区の商港区に位置するため、建設にあたっては、「静岡県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」（以下「分区条例」という。）に基づき知事の許可が必要となる。

そのため、港湾管理者としては、環境影響評価等の手続きを踏まえ、事業の実施に問題ないと判断された段階で、建設に必要な対応を行う。

2 事務処理方針

(1) 建設許可申請への対応について

方法		内容
①	港湾計画（土地利用計画）を変更	・ 発電施設の建設が可能となるよう、現在の「港湾関連用地」から「工業用地」に変更
	臨港地区の分区を変更	・ 臨港地区の分区を商港区から工業港区に変更
②	分区条例第3条ただし書きの知事許可事由「 <u>その他特別の事情によりやむを得ないと認められる場合</u> 」*にて処理	・ 分区条例に定められた禁止構築物を建設したい場合、条例施行規則に基づき許可申請書を知事に提出

※平成5年7月16日、知事の許可事由に「その他特別の事情」を追加する条例改正実施。条例制定後30年近くが経過し、社会経済情勢の変化に対応した規制の見直し。3つの検証事項が実施要件

(2) 対応方針

○本事業の建設許可申請の内容は、以下のとおり許可事由を十分満たすことから、分区条例第3条ただし書きに基づき許可することについて、地方港湾審議会に諮問するものである。

検証事項	結果
①現状の港湾の管理上、支障のないこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ バイオマス発電計画用地が<u>民地であり対象地が特定されている</u> ・ 臨港道路等により<u>周辺の物流施設と分離</u> ・ 埠頭内の既存の荷役、貨物輸送に支障なし（原料搬入が1.5回/月、5日/回程度）
②今後の港湾の利用計画上への支障	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>バイオマス発電施設の当面の事業期間の目安である固定価格買取制度(FIT)の20年間</u>となっており、県が計画している港湾施設の整備及び土地造成が完了するまでの期間も同程度要することから現時点では支障なし ・ 許可条件に、固定価格買取制度に基づく発電事業の終了の際は、再協議する必要がある旨を付与（固定価格買取制度：営業運転開始から最長20年間）
③構築物の建設の必要性や合理的な理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国の政策である再生可能エネルギー振興に沿ったもの</u> ・ 「静岡県の新ビジョン」「第3次静岡県環境基本計画」「ふじのくに地球温暖化対策実行計画」「ふじのくにエネルギー総合計画」「静岡県バイオマス活用推進計画」の実現に寄与 ・ 同施設の立地により、港湾貨物の取扱量の拡大が期待でき港湾振興上有意義 ・ 近隣市町の雇用創出への期待 ・ 津波避難施設としての利用への期待 ・ 環境教育の実施

1 バイオマス発電施設計画の概要

項目	内容	備考
事業主体	(株)レノバ 代表取締役 木南陽介	
事業用地	地頭方地区港湾関連用地 約 5.3ha(民間所有地) [現状用途]完成自動車用モータープール	(所有者)H20.3 県より購入 鈴与(株)、アオキトランス(株) (株)天野回漕店、清和海運(株) 新興港運(株)、東海埠頭(株)
燃料	輸入木質ペレットを想定(35 万ト/年) ※地元未利用材も受け入れ可能	<u>御前崎港を利用</u>
発電設備	出力:74,950 kW (排出ガス量:28 万 N m ³ /h)	<u>静岡県環境影響評価条例</u> <u>「第1種事業」に該当</u> (排出ガス量:20 万 N m ³ /h以上)
売電先	固定価格買取制度(FIT)により 20 年 間の売電	

(条例アセスのため「計画段階環境配慮書」手続きは省略)

2 バイオマス発電施設のスケジュール(予定)

- ～平成 29 年 2 月 事業者による関係者への説明
(地元説明会：2 月 19 日、南駿河湾漁協：2 月 20 日)
- 2 月 24 日 環境アセス方法書の提出 (県環境影響評価審査会：3 回)
- 3 月 15 日 住民向け説明会
- 7 月 19 日 環境アセス方法書への知事意見
(方法書に基づく環境アセスの実施)
- 平成 30 年 9 月 10 日 環境アセス準備書の提出 (県環境影響評価審査会：3 回)
24 日 住民向け説明会
- 平成 31 年 3 月 11 日 環境アセス準備書への知事意見
(準備書に基づく評価書の作成)
- 平成 31 年 4 月 12 日 環境アセス評価書の提出・縦覧 (～令和元年 5 月 12 日)
13 日 住民向け説明会
15 日 臨港地区内構築物建設許可申請書の提出
(並行手続き 事業認可等(電気事業法(電気工作物の設置：国))
- 令和 2 年 10 月頃 建設工事着工
- 令和 4 年後半 試運転
- 令和 5 年 1 月頃 商業運転開始

3 「知事特」の許可までのスケジュール(予定)

- 平成 31 年 4 月 15 日 臨港地区内構築物建設許可申請書の提出
- 令和 元年 5 月 13 日 地方港湾審議会幹事会開催
30 日 地方港湾審議会開催
6 月上旬 地方港湾審議会の答申を踏まえ、許可の可否等を決定
臨港地区内構築物建設許可書交付

※許可書交付以降、建築確認申請(建築基準法)、臨港地区内における行為の届出(港湾法)等の手続き

バイオマス発電建設予定地位置図・完成予想図

